

和歌山市告示第 177 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の別図1に示す町の区域及び名称を別図2に示すとおり変更する。

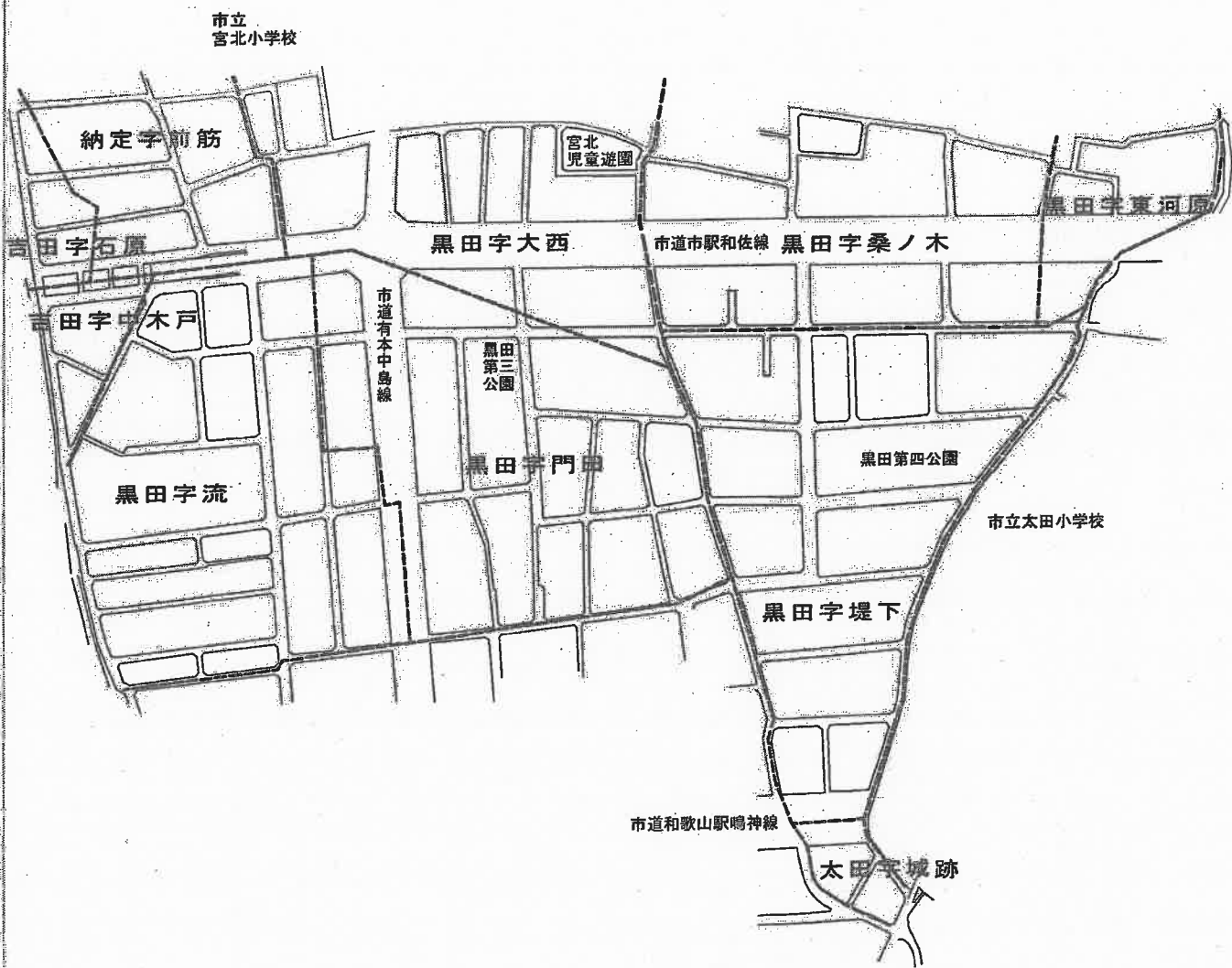
この町の区域及び名称の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

令和8年4月24日

和歌山市長 尾花正 啓



別図 1
 住居表示実施前の区域及びその名称
 実施前の区域 -----



別図 2
 住居表示実施後の町区域及びその名称
 実施後の区域

